

令和 7 年台風第 22 号・第 23 号による暴風・大雨に係る
八丈町災害廃棄物等処理実行計画



(第 1 版) 令和 7 年 12 月 25 日

(第 2 版) 令和 8 年 3 月 31 日

(第 3 版) 令和 8 年 8 月 31 日

東京都八丈町

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 計画の位置付け.....	1
1.3 災害廃棄物等の処理方針.....	1
1.4 処理主体.....	2
1.5 実施体制.....	2
1.6 処理期間.....	2
1.7 財源.....	2
1.8 処理フローの概要.....	2
第2章 処理実行計画.....	3
2.1 災害廃棄物等の処理の進捗状況.....	3
2.2 災害廃棄物等の搬入量及び発生見込量.....	6
2.3 処理の基本的な考え方.....	11
2.4 処理工程における遅延の要因.....	12
2.5 処理実行計画の見直し.....	13
第3章 処理スケジュール.....	15
第4章 計画の見直し.....	15

第1章 計画の基本的事項

1.1 目的

八丈町（以下「町」という。）では、令和7年10月8日から13日にかけて八丈島を襲った台風第22号及び第23号により、災害廃棄物のほか、相当量の枝葉や倒木（以下「倒木等」という。）が発生した。

令和7年度台風第22号・第23号被害による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画（以下「本実行計画」という。）は、災害廃棄物等を生活環境の保全等に配慮しつつ、適正かつ円滑、迅速に処理を進めるために必要な事項をとりまとめることを目的として、令和7年12月25日に第1版、令和8年3月31日に第2版を策定した。

本実行計画第1版及び第2版では、令和8年12月末の処理完了を目標としていたが、海上輸送に係る制約や二次仮置場の整備遅延等により、当初の処理工程から遅れが生じている。確実に処理を完了させるため、現実的かつ達成可能な完了時期への見直しとともに、処理の迅速化に向けた具体策を盛り込み、第2版から変更が生じた主な部分について整理した第3版を策定した。

1.2 計画の位置付け

本実行計画は、令和8年3月に策定した「八丈町災害廃棄物処理計画」の内容を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものである。

1.3 災害廃棄物等の処理方針

町では、災害廃棄物等の処理方針を表1-1のように定め、令和7年11月13日に発表している。

表 1-1 災害廃棄物等の処理方針

災害廃棄物等の処理方針	
第一	町民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。
第二	災害廃棄物等は、できる限り島内で処理を行う。島内で処理を行うことが困難な災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行った上で、島外でその後の処理を行う。
第三	災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。
第四	島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者委託して行う。
第五	災害廃棄物等の島外への運搬は、八丈島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。
第六	災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。
第七	災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

（令和7年11月13日八丈町公表）

1.4 処理主体

災害廃棄物は、廃棄物処理法において一般廃棄物に分類されるため、その処理主体は、廃棄物処理法第6条第1項及び第2項に基づき、町とする。町による島外搬出のほか、東京都より島外処理における自治体間等の調整のほか、技術的指導や助言等を受ける。

1.5 実施体制

災害廃棄物等の処理は、廃棄物処理法の規定に基づき町が行うことが原則であるが、今回の災害廃棄物等の発生量及び島内処理施設の処理能力に鑑みると、町だけで対応することが困難であることから、東京都からの支援を積極的に受けることとする。

その一環として、町は、令和7年11月13日付「災害廃棄物処理に関する支援について（依頼）」により、東京都へ要請を行い、東京都からの提案を受けた島外処理スキームを採用することを決定した。また、同年12月25日には、町、東京都及び公社の3者で、災害廃棄物を円滑に処理できるよう相互に協力することを目的とした「災害廃棄物の処理に関する基本協定書」を締結した。

これにより、島外処理に係る業務は、町より東京都を通じて、東日本大震災や伊豆大島土砂災害での災害廃棄物等の処理のノウハウを有する（公財）東京都環境公社（以下「公社」という。）への包括委託により実施する。

1.6 処理期間

表1-2のとおり処理完了時期を見直す。遅延の要因及び早期完了に向けた対応策等についての詳細は、「2.4 処理工程における遅延の要因」及び「2.5 処理実行計画の見直し」に示す。処理期間は、処理の進捗等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

表 1-2 対象廃棄物ごとの処理期間

対象廃棄物	処理完了時期
片付けごみ・ 建築廃材（自費解体・公費解体によって生じたもの）	令和8年12月末
片付けごみ・解体廃棄物 （公費解体によって生じたもの）	令和9年6月末
倒木・枝葉等	令和10年3月末

1.7 財源

財源として、町の一般財源のほか、東京都災害復旧事業及び国（環境省、国土交通省）の災害廃棄物等の処理に係る補助制度等を活用する。

1.8 処理フローの概要

災害廃棄物等における被災現場、仮置場、搬出先の処理フローの概要を図1-2に示す。

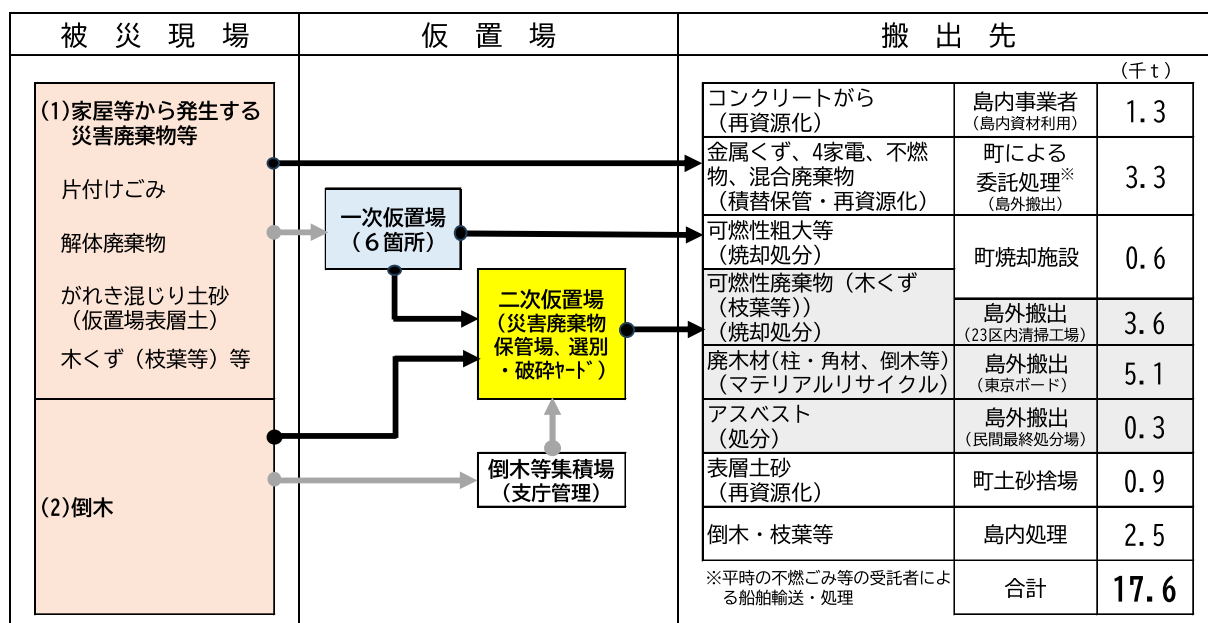


図 1-2 災害廃棄物等の処理フロー（概要）

第2章 処理実行計画

2.1 災害廃棄物等の処理の進捗状況

2.1.1 一次仮置場等への搬入実績

令和8年7月末までの一次仮置場等への搬入量（発災時からの累計）を表2-1、災害廃棄物等の搬入量の推移を図2-1、一次仮置場等における集積量等を表2-2、一次仮置場等の位置図を図2-2に示す。一次仮置場等における災害廃棄物等の搬入量の合計は14,226tと推計される。

発災以降、被災家屋からの片付けごみ及び自費解体による解体廃棄物の搬出先となっていた南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場（第1会場、第2会場）のうち、第1会場は令和8年7月末に受入を終了した。

発災後に開設した倒木等の一次仮置場5か所のうち、3か所（樫立仮置場、中之郷仮置場、末吉仮置場）については令和8年1月末、残る2か所（大賀郷仮置場、三根仮置場）も同年7月末に閉鎖した。一次仮置場5か所に集積していた倒木等は、二次仮置場選別・破砕ヤードの整備が遅延しているため、長期間の集積による火災発生防止の観点から、大賀郷仮置場又は南原スポーツ公園災害廃棄物保管場（サッカー場）に搬出し、保管している。

都道上の倒木等は、東京都八丈支庁が、末吉運動場倒木等集積場又は南原スポーツ公園サッカー場倒木等集積場に集積し、管理している。

表 2-1 一次仮置場等への搬入量（令和 8 年 7 月末時点、累計）

受入先	受入対象物	搬入量（t）
❶八丈町クリーンセンター	片付けごみ （可燃物）	124※1
❷八丈町南原処理場 （有明興業八丈島営業所）	片付けごみ（粗大ごみ等） （解体廃棄物を除く）	690※2
❸浅沼組砕石再生プラント	解体廃棄物 （コンクリートがら）	800
❶南原スポーツ公園災害廃棄物 仮置場（第1会場、第2会場）	解体廃棄物（建材等） （コンクリートがらを除く）	1,980
❷大賀郷仮置場	倒木等	2,512※3
❸三根仮置場		3,037
❹南原スポーツ公園災害廃棄物 保管場（サッカー場）		582
i 末吉運動場倒木等集積場		4,501
ii 南原スポーツ公園サッカー場 倒木等集積場		
合計		14,226

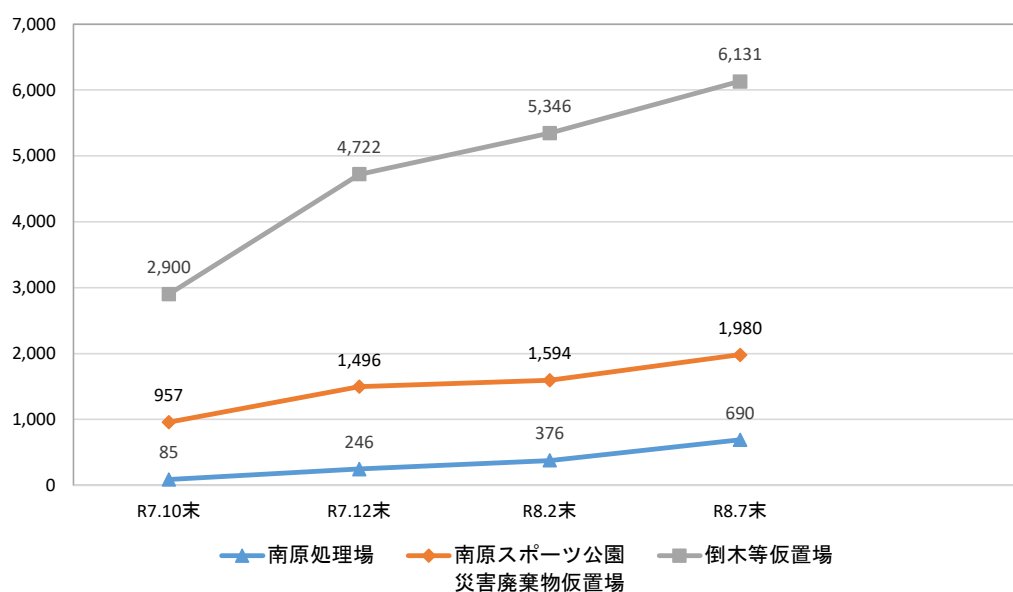
凡例：①町の清掃工場、②町の粗大・不燃ごみ処理の委託先、③民間の産業廃棄物処理施設、①～④町の一次仮置場、i ii 東京都八丈支庁管理の倒木等集積場

※ 端数処理の関係で、各項目の和が合計値と一致しない場合がある

※¹ 令和 7 年 11 月末までに町民等により持ち込まれた災害廃棄物（可燃物）の焼却処理量

※² 町民より持ち込まれた家電 4 品目の持込量（1,496 台）を含む

※³ 檜立仮置場、中之郷仮置場及び末吉仮置場からの横持ち量を含む



※倒木等仮置場の搬入量には、東京都八丈支庁管理集積場における倒木等の集積量は含めない

図 2-1 災害廃棄物等の搬入量の推移

表 2-2 一次仮置場等における集積量等（令和 8 年 7 月末時点）

分類	種類		集積量（t）
災害廃棄物等	家屋等から発生する 災害廃棄物	一次仮置場での集積量	1,255
		処理量	2,339
	倒木等	一次仮置場等への搬入量	10,632
合計			14,226

※ 端数処理の関係で、各項目の和が合計値と一致しない場合がある



出典：地理院タイル(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)を加工して作成

図 2-2 一次仮置場等の位置図

2.1.2 処理量の内訳

発災後から令和8年7月末までの処理量の内訳を表2-3に示す。

表 2-3 処理量の内訳（令和8年7月末時点）

	災害廃棄物の種類	搬出先	搬出実績量 (t)
島内処理	可燃物（繊維類を含む）	八丈町クリーンセンター	204
	コンクリートがら	浅沼組処分場	800
合計			1,004
島外処理	木質類	有明興業（株）若洲工場	67
	不燃物（ガラス付きサッシ、 廃プラスチック）		52
	金属くず（家電4品目含む）		189 (1,356台)
	混合ごみ（家具類等）		422
	廃木材（柱・角材等）	マテリアルリサイクル施設 （東京ボード工業（株））	605
	合計		1,335

※端数処理の関係で、各項目の和が合計値と一致しない場合がある

2.2 災害廃棄物等の搬入量及び発生見込量

2.2.1 片付けごみ

片付けごみ量の搬入量及び発生見込量を表2-4に示す。

片付けごみについては、町民等による持込が続いており、建築廃材（柱・角材、金属くず等）は南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場（第1会場、第2会場）、それ以外は南原処理場に搬入されている。発災以降、令和8年7月末時点までの片付けごみの搬入量は、合計1,443tとなっている。

実行計画第2版では片付けごみ発生量を697tと推計していたが、実際の搬入量はこれを超過した。片付けごみ発生量は「建物被災棟数×発生原単位」により算出したが、策定時点（令和8年2月末）の搬入量実績（444t）に対する過大推計を避けるため、一部損壊の棟数を対象外としていた。しかし、実際には一部損壊の建物からも相当量の片付けごみが搬入されたことが、推計と実績の乖離を招いた要因と考えられる。

片付けごみの南原処理場及び南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場（第1会場、第2会場）での受入れは、令和8年7月末で終了した。以降は、町に個別申請（令和8年9月末まで受付）を行い、搬入許可証が発行された町民等のみ搬入可能となる。7月末時点で約60件の申請がなされており、期日までに約100件の申請が見込まれる。

今後の片付けごみの発生見込量は、令和8年1月～7月末（7か月間）における搬入実績（1,073t）に基づき、2か月分に相当する306tと試算した。これにより、片付けごみ量は合計1,749tとなる見込みである。

表 2-4 片付けごみ量の搬入量及び発生見込量（令和 8 年 7 月末時点）

推計 （実行計画第2版）	罹災区分		建物被害棟数（棟）			発生原単位 （t/棟）※1	片付けごみ量 （t）
			木造	非木造	合計		
	住家	全壊	14	1	15	1.7	26
		大規模半壊	12	0	12		20
		中規模半壊	25	4	29		49
		半壊	25	3	28		48
		準半壊	114	11	125		213
		一部損壊	681	112	793		
		計	871	131	1,002		1,254
	非住家	全壊	42	9	51	1.7	87
		大規模半壊	22	1	23		39
		中規模半壊	18	1	19		32
		半壊	32	2	34		58
		準半壊	56	18	74		126
		一部損壊	245	166	411		
計		415	197	612		808	
実行計画第2版推計量（合計）						697	
搬入量（～R8.7末）						1,443	
発生見込量（R8.8～R8.12末）						306	
合計						1,749	

※端数処理の関係で、各項目の和が合計値と一致しない場合がある

2.2.2 解体廃棄物

解体廃棄物量の推計結果を表 2-5 に示す。

令和 8 年 7 月末時点において、全壊と判定された建物 66 棟のうち、解体済の建物は 31 棟、未解体の建物は 22 棟となっている。残り 13 棟のうち、3 棟については、建物所有者に確認したところ、解体を行わず、補修により対応する方針とのことであった。また、10 棟は所有者不明のため対応未定である。

解体済建物 31 棟のうち、令和 7 年 12 月末までに解体された建物は 25 棟、令和 8 年 1 月以降 7 月末までに解体された建物は 6 棟であった。発災以降、令和 8 年 7 月末時点までの解体廃棄物の搬入量は、合計 2,152 t となっている。

自費解体・公費解体については、令和 8 年 2 月 1 日に制度の要綱を町ホームページ等を通じて配布・公表し、同年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月末まで受け付けた。結果、公費解体 14 件、自費解体 10 件の申請があった。また、建物性が無く、生活環境保全上支障があると町が判断した建物 8 棟についても、公費による撤去・解体を行うこととしている。

公費解体工事は令和 8 年 10 月以降に開始予定であり、今後の解体廃棄物の発生見込量は 2,142 t と試算される。これにより、解体廃棄物量は合計 4,295t となる見込みである。

表 2-5 解体廃棄物の搬入量及び発生見込量（令和 8 年 7 月末時点）

対象 建物	建物 区分	建物 構造	解体済（搬入量）				未解体（発生見込量）		合計	
			～R7. 12		R8. 1～R8. 7 末		(R8. 10～)		（解体済＋未解体）	
			棟数 （棟）	延床面積 合計（㎡）	棟数 （棟）	延床面積 合計（㎡）	棟数（棟）	延床面積 合計（㎡）	棟数 （棟）	延床面積 合計（㎡）
全 壊	住家	木造	7	749.7	0	0	12	983.3	19	1,733.0
	住家	非木造	0	0	0	0	0	0	0	0
	非住家	木造	14	950.8	4	226.0	6	618.5	24	1,795.4
	非住家	非木造	4	154.1	2	201.2	4	1,118.0	10	1,473.3
	合計		25	1,854.6	6	427.2	22	2,719.8	53	5,001.7
解体廃棄物量(t)			1,798※		354		2,142		4,295	

※令和 7 年 12 月末までに自費解体により仮置場に持ち込まれた解体廃棄物量

※端数処理の関係で、各項目の和が合計値と一致しない場合がある

2.2.3 倒木等

発生場所別の倒木等の発生見込量、集積量及び処理見込量を表 2-6 に示す。

令和 8 年 7 月末時点で、倒木等の一次仮置場等への集積量は 10,632t、二次仮置場での処理見込量は 8,127t となっている。集積量と処理見込量の差異分については、保管過程で腐葉土化した倒木等を土砂として適切に処分・利用するほか、木質バイオマス燃料としての利用など多角的な利活用を検討・実施することで、可能な限り島内での処理・再資源化を推進し、島外搬出費用の抑制を図りつつ、早期の処理完了を目指す。

倒木等の一次仮置場等への持込は令和 8 年 7 月末をもって終了した。集積された倒木等は、令和 8 年 11 月以降に、二次仮置場選別・破砕ヤードへ搬出し、選別・破砕処理後に島外処理を行う予定である。

表 2-6 倒木等の発生見込量、集積量及び処理見込量

発生場所	主なごみの種類	発生見込量 【実行計画第 2 版】 (t)	一次仮置場等 への集積量 (～R8. 7 末) (t)	二次仮置場での 処理見込量 (t)	処理方法 (島内 or 島外)
宅地※1	木くず（枝葉等）・倒木等	3,161	3,161	3,161	島外
町道※1	倒木等	491	491	0	島内
不明（町民等による 片付けごみの持込）	木くず (枝葉等)	3,448	2,479	839	島外
都道	倒木等	6,600	4,501	4,127	島外
合計		13,700	10,632	8,127	

2.2.4 土砂等

土砂等発生量は、建築廃材等を仮置きしている南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場（第1会場、第2会場）の敷地面積（5,800 m²）に基づき、原状復旧時に排出される表層土砂の量を推計する。土砂等の発生見込量を表 2-7 に示す。

表 2-7 土砂等の発生見込量

発生する 廃棄物	対象とする仮置場	敷地面積 (m ²)	はぎ取り厚 (m)	土砂量	
				(m ³)	(t)
がれき混じり土砂	南原スポーツ公園 災害廃棄物仮置場 (第1会場・第2会場)	5,800	0.1	580	928
合計					928

※土砂量に、比重 1.6 を乗じて重量換算を行った

2.2.5 まとめ

災害廃棄物等発生量の推計結果を表 2-8、令和 8 年 7 月末時点における災害廃棄物等の種類別発生見込量、集積量及び処理済量を表 2-9 に示す。

表 2-8 災害廃棄物等発生量の推計結果

フェーズ	災害廃棄物等発生推計量 (t)				ガレキ混じり 土砂発生量 (t)	合計 (t)
	家屋等からの発生量		枝葉・倒木等 (t)			
	片付けごみ (t)	解体廃棄物 (t)				
① 町速報値	36,000	4,500	10,500	21,000	117,000	153,000
② 実行計画（第1版）	28,400	2,600	4,800	21,000	117,000	145,400
③ 実行計画（第2版）	21,990	697	4,879	16,414	928	22,918
④ 実行計画（第3版）	16,676	1,749	4,295	10,632	928	17,604

※端数処理の関係で、各項目の和が合計値と一致しない場合がある

※枝葉・倒木等の量は、一次仮置場等への集積量

表 2-9 災害廃棄物等の種類別発生見込量、集積量、処理済量

種類		災害廃棄物量（単位：トン）			
		被災現場 （発生見込量）	集積量 ^{※1} （発災～R8.6末）	処理済量 ^{※2} （発災～R8.6末）	合計
災害 廃 棄 物	木くず（建材等）	901	365	672	1,938
	可燃物	12	0	204	216
	不燃物	28	0	52	80
	コンクリートがら	484	－	800	1,284
	金属くず	506	502	189	1,197
	混合ごみ	405	219	422	1,046
	その他（処理困難物等）	112	169	－	281
	小計	2,449	1,255	2,339	6,042
	木くず（枝葉等） ^{※3}	－	6,012	5	6,017
	合計	2,449	7,267	2,344	12,060
倒木等 ^{※3}		－	4,615	－	4,615
仮置場表層土砂		928	－	－	928
合計		3,377	11,882	2,344	17,604

※ 端数処理の関係で、各項目の和が合計値と一致しない場合がある

※1 集積量：南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場及び倒木等の一次仮置場（東京都八丈支庁管理の倒木等集積場を含む）における集積量

※2 処理済量：八丈町クリーンセンターでの処理量（可燃物）、浅沼組処分場での受入量（コンクリートがら）、有明興業（株）による島外搬出量、公社による廃木材（柱・角材）及び木くず（枝葉等）の島外搬出量

※3 町民等により一次仮置場に持ち込まれた倒木等は、重量ベースで約9割が枝葉、残り1割が倒木と推定
都道より発生し八丈支庁により管理されている倒木等は、約9割が倒木、残り1割が枝葉と推定

2.3 処理の基本的な考え方

災害廃棄物等の処理は、表 1-1 に示す町の処理方針を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 迅速な撤去・処理による公衆衛生の確保

町民の生活環境の保全と早期の復旧・復興を実現していくため、迅速に災害廃棄物等を撤去し、処理を行う。

(2) 可能な限り島内で処理

災害廃棄物等の処理は、町、島内事業者及び東京都島嶼町村一部事務組合の処理施設を最大限活用して行う。

島内だけで目標期間内での処理が難しい災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行った上で、島外へ搬出し、23 区内の清掃工場やマテリアルリサイクル施設等で処理し、目標処理期間内での処理完了を目指す。

加えて、島内において有効活用するため、二次仮置場における倒木の破碎・選別処理について検討を行う。

(3) 資源化の推進と適正処理

処理方針に基づき分別を徹底し、島内処理、ならびに、島外処理においても再資源化に努める。

島内業者が有する設備や施設、重機や車両等を最大限活用し、資源可能なものは既存のリサイクルルート等にて処理を行う。また、コンクリートがら等は、島内で資源化した後に、地産地消の復興資材としての活用を推進する。

再資源化が難しい場合については、減容化・無害化を目的とした焼却処理等により、適正処理を進める。

(4) 経済的な処理の実施

処理の効率性や費用対効果等を踏まえた処理方法を検討し、災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。

2.4 処理工程における遅延の要因

実行計画第1版及び第2版では、令和8年12月末の処理完了を目標としていたが、処理工程に遅れが生じ、目標期間内での処理が困難な状況となっている。処理工程に遅延が生じた要因は以下のとおりである。

(1) 海上輸送における計画と実績の乖離

島外処理は、災害廃棄物の処理に関する基本協定書に基づき、東京都が島内外処理に係る総合調整を担うほか、島外処理に係る海上輸送、内地での陸送及び内地での処理委託については、公社が、町から災害廃棄物等の処理の包括委託を受け、再委託により実施するものとしている。

当初計画では、令和8年1月下旬より都コンテナを活用した定期船による島外搬出を開始し、傭船も併せて活用することで段階的に輸送量を拡大させることとしていた。

しかし、発災初期の計画策定時には、島しょ部特有の制約や現地状況の変化など、不確定な要素が多く、計画どおりの実施に課題が生じた。

具体的には、効率性及び経済性を考慮して導入した傭船が、当初想定の週3往復から週2往復となり、また、安全上の観点から海況悪化時における1航海当たりのコンテナ積載数を当初想定の40基から20基程度に制限されたことに加え、想定を上回る荒天による欠航が生じたことから、当初計画の月間ペースでの輸送を維持することが困難となった。この結果、実際の輸送実績と計画との間に乖離が生じることとなった。

(2) 二次仮置場の整備遅延

災害廃棄物のうち、柱や角材等の廃木材、倒木の幹部分については、選別・切断処理した上で島外のマテリアルリサイクル施設で処理を行うこととし、それ以外の枝葉等については、二次仮置場（選別・破砕ヤード）を設置し、直接又は選別・切断したうえで、八丈町クリーンセンター又は23区内の清掃工場で焼却するための前処理として破砕処理を実施するものとしていた。

二次仮置場は、当初令和8年4月～5月に造成および設備（コンテナ、破砕機等）の手配を行い、6月からの運営開始を予定していた。しかし、人員と機材不足により工期内の整備完了が困難との理由から、4月中旬に実施した入札が不調となった。5月下旬の再入札にて事業者が選定されたが、契約時は9月に整備完了する予定が、想定以上に表土が厚かったことなどから設計変更が必要になったため、工期を1か月延長した。これにより、整備完了は10月末、運営開始は11月からを見込んでいる。結果、令和8年7月末時点においても本格的な島外搬出の体制に至っておらず、島外搬出に必要な倒木等の前処理（選別・破砕）の本格稼働に約5か月の遅れが生じている。

(3) 公費解体工事の開始遅延

公費解体工事は当初令和8年6月より着手し、年内に完了する計画であった。しかし、建物所有者が島内不在等による連絡難航から申請受付が長期化し、対象建物が確定したのは同年7月末となった。また、その後の書類審査等にも時間を要した結果、公費解体工事の開始時期は当初計画から4ヶ月遅延する見込みとなった。

更に、島内に解体工事を対応可能な事業者数が限られている上に、対象建物には工場が含まれていることもあり、解体工事完了時期は令和9年6月が見込まれている。

2.5 処理実行計画の見直し

前項の課題・遅延要因を踏まえ、処理実行計画を以下のとおり見直す。

(1) 片付けごみ及び解体廃棄物の早期処理完了

片付けごみ及び解体廃棄物（工場等の解体に伴うものを除く）については、以下の運用により可能な限り早期の処理完了を目指す。

① 受入れ可能な町民等を限定化

令和8年8月以降の受入れは、搬入許可証が発行された町民等に限定する。

② 二次仮置場の運用スケジュールの見直し

二次仮置場の運用及び復旧スケジュールを表2-10のとおり見直す。なお、令和9年度1月以降、公費解体に伴い発生する片付けごみ及び解体廃棄物は、南原処理場にて受け入れられる。

(ア) 南原スポーツ公園災害廃棄物保管場（第1会場）

令和8年7月末で閉鎖し、以降は石綿含有廃棄物（アスベスト）の受入れ・保管専用とする。全量島外搬出が完了した後、原状復旧に着手する。

(イ) 南原スポーツ公園災害廃棄物保管場（第2会場）

災害廃棄物の受入れと並行して破砕処理が不要な柱・角材の島外搬出を進め、令和8年12月末までに搬出完了及び閉鎖を行う。令和9年1月以降、原状復旧に着手する。

(ウ) 南原スポーツ公園災害廃棄物保管場（サッカー場）

二次仮置場選別・破砕ヤードの本格稼働までの間、倒木等の都コンテナへの積込及び破砕を進める。令和9年3月末までに撤去完了及び閉鎖を行う。令和9年4月以降、原状復旧に着手する。

(エ) 二次仮置場破砕・選別ヤード

令和8年10月中旬より設備設置を開始し、同年11月より本格稼働とする。本格稼働後に、東京都八丈支庁が管理する末吉運動場倒木等集積場に集積する倒木等の搬入も行う。令和10年3月末までに撤去完了及び閉鎖を行う。

表 2-10 二次仮置場の整備・運営スケジュール

工程	二次仮置場					
	災害廃棄物保管場			選別・破砕ヤード		
	第1会場	第2会場	サッカー場	整備委託関係	管理運営業務	
令和8年4月上旬	管理運営業務契約締結 運営開始			入札公告	管理運営業務入札 公告	
令和8年5月下旬	(運営中)			入札再広告 事業者選定	契約後資機材手 配・調達	
令和8年6月				契約後 造成整備着工	資機材到着 段階的に運営開始	
令和8年8月	閉鎖 (アスベスト 建材のみ受 入・保管)	(運営中)	(運営中)	竣工	本格的な運営開始	
令和8年10月中旬						
令和8年11月～						
令和8年12月末		閉鎖 (運営終了)				
令和9年1月～		原状復旧 工事				
令和9年3月末		閉鎖 (運営終了)				
令和9年4月～		原状復旧 工事				
令和9年12月末				閉鎖 (運営終了) 原状復旧工事	閉鎖 (運営終了)	
令和10年3月末						

(2) 島内処理施設（八丈町クリーンセンター）での処理の最大化

八丈町クリーンセンター（焼却施設）の処理余力に応じ、島内における処理の最大化を図る。八丈町クリーンセンターでは、設計時の年間計画処理量に対する実績処理量より、一定の余力があるため、運用調整を行い、島外搬出の受入要件に不適合の木くず（枝葉等）を中心に島内処理を行う。

【八丈町クリーンセンターでの処理計画】

- ・搬入期間：令和8年10月～令和10年3月（1年6ヶ月）
- ・搬入ペース：2トン/日、搬入回数：3日/週
- ・最大処理量：2トン×3日×4週＝24トン/月（総処理量：432トン/1年6ヶ月）

今後、令和8年10月からの受入開始に向け、実際の木くずの性状（サンプル確認含む）や燃焼状況等を検証し、処理量の調整や体制検討等を行っていく。

(3) 都内マテリアルリサイクル施設への搬入量の拡充

当初、都内マテリアルリサイクル施設には、都コンテナのみの受入を想定していたが、島内事業者所有のコンテナも傭船に積載して活用する方針へと検討を進める。

また、施設側に対して、受入量上限の緩和、週末（土曜日）の受入、及び受入期間の延伸に係る調整を行う。

（４）島内事業者の搬出ルートを活用

島内事業者は、通常排出される産業廃棄物の木くず（柱・角材）処理において独自の搬出ルートを有している。①の搬出ルートに加え、島内事業者との連携による民間ルートを併用することで、木くず（柱・角材）処理の早期完了を目指す。

（５）島外輸送計画の見直し

これまでの海上輸送の実績を踏まえ、現実的な島外輸送計画とする。

また、都コンテナの運用基数（目標 88 基）を適切に管理するとともに、気象・海象条件による就航率を加味した上で、傭船（チャーター船）の配船スケジュールを見直す。

2.5.2 処理フロー

災害廃棄物等の全体処理フローを図 4-1 に示す。

第3章 処理スケジュール

処理の全体工程表を表 4-1 に示す。

第4章 計画の見直し

本実行計画は、令和 8 年 7 月末時点の処理の進捗状況に基づき策定したものである。

今後、台風シーズン到来に伴い、新たな災害廃棄物等の発生も懸念される。引き続き処理の進捗状況等を注視し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

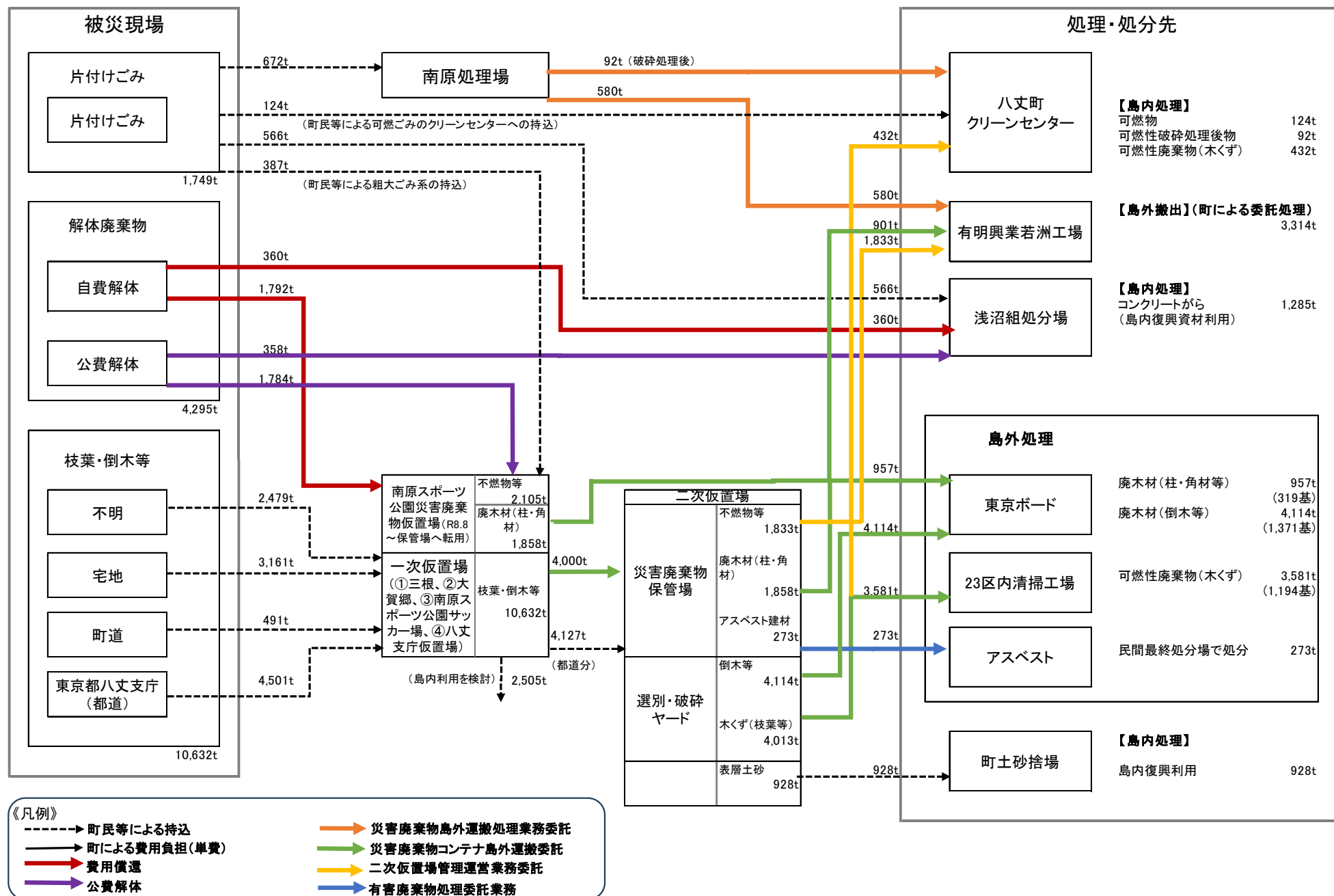


図 4-1 災害廃棄物等の全体処理フロー

表 4-1 全体工程表

